

令和7年度 新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(継続費の補正)

第2条 継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額(千円)	年度	年割額(千円)	総額(千円)	年度	年割額(千円)
資本的 支出	建設改 良費	港町雨水 ポンプ場 改築事業	1,961,000	5	210,000	1,667,000	5	210,000
				6	260,000		6	260,000
				7	650,000		7	650,000
				8	841,000		8	547,000
				計	1,961,000		計	1,667,000

(企業債の補正)

第3条 令和7年度新居浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)第6条に定めた起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

補正前				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 1,681,100	(1) 借入先 政府その他 (2) 借入方法 普通貸借又は証券発行 (3) 借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政 並びに融資機関の都合 により起債前借り又は翌 年度に繰越し借入れす ることができる。	年4.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	借入先の融資条件 による。 ただし、必要に応じ、 据置期間及び償還 期限を短縮し、若しく は繰上償還又は低 利に借換えることが できる。

補正後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 事業	千円 補正前 に同じ	補正前に同じ	年5.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率。	補正前に同じ